議案第38号

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱案

令和7年6月23日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

民間の幼保連携型認定こども園における主食提供の推進を目的に、備品等の購入及び施設改修に対する補助金を交付するため

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月 日

大野市教育委員会

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱案

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの食育や保護者の負担軽減等を目的に、幼保連携型認定こども園に対して補助金を支給することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、大野市内に所在し、新たに3歳以上の在籍児童に対して主食の提供を実施する民間の幼保連携型認定こども園(以下「園」という。)とする。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 主食を園で提供するために必要な備品及び消耗品を購入する事業
 - (2) 主食を園で提供するために必要な施設改修を行う事業
- 2 補助金の対象となる経費、補助上限額及び補助率は、別表に定めるものとする。
- 3 当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

- 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次 の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 福井県主食提供推進のための備品等購入支援事業実施要綱(令和7年4月1 日付け児第1447号)に定める事業計画書等

(申請事項の変更等)

- 第5条 申請者が第4条に掲げる書類の記載事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助 事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金実績報告書(様式第4号)
 - (2) 福井県主食提供推進のための備品等購入支援事業実施要綱 (令和7年4月1 日付け児第1447号) に定める事業報告書等

(関係図書の保存)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に 関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の 属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

| 事業種別 | 補助対象経費 | 補助上限額 | 補助率 |
|------------|-----------|------------|-----------|
| (1) 主食を園で提 | 需用費 (消耗品費 | 6,200円×申請年 | 1 0 / 1 0 |
| 供するために必 |)、使用料及び賃 | 度4月1日時点の3~ | |
| 要な備品及び消 | 借料、備品購入費 | 5 歳児利用定員数 | |

| 耗品を購入する | | | |
|------------|----------|------------|--|
| 事業 | | | |
| (2) 主食を園で提 | 工事請負費、原材 | 1,000,000円 | |
| 供するために必 | 料費、需用費(燃 | | |
| 要な施設改修を | 料費、光熱水費、 | | |
| 行う事業 | 及び修繕料)、役 | | |
| | 務費(通信運搬 | | |
| | 費、手数料)、使 | | |
| | 用料及び賃借料、 | | |
| | 委託料 | | |

年 月 日

大野市長 様

申請者住所施設名代表者氏名

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付申請書

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市 認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類 を添えて下記のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の実施期間 年月日から 年月日まで
- 3 添付書類 (1)福井県主食提供推進のための備品等購入支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け児第1447号)に定める事業計画書等

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所 施 設 名 代表者氏名

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金について、補助金の変更交付を受けたいので、大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 交付申請額 変更前の交付決定額 円増 減 額 円今回変更交付申請額 円
- 2 補助事業の実施期間 年月日から 年月日まで
- 3 添付書類 (1)福井県主食提供推進のための備品等購入支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け児第1447号)に定める事業変更計画書等

様式第3号(第5条関係)

大野市指令 第 号

団体名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金について、大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け変更交 付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全 部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に 指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受ける ことがある。

年 月 日

大野市長 様

 申請者
 住
 所

 施
 設
 名

 代表者氏名

大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金について、事業が完了したので、 大野市認定こども園主食提供推進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関 係書類を添えて下記のとおり報告します。

- 1 実績報告額 円
- 2 補助事業の実施期間 年月日から 年月日まで
- 3 添付書類 (1)福井県主食提供推進のための備品等購入支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け児第1447号)に定める事業報告書等